

改正

平成28年3月4日条例第5号

平成28年3月23日条例第27号

平成29年10月6日条例第25号

平成30年10月9日条例第41号

令和3年10月6日条例第35号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例をここに公布する。

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第2条第5項に規定する個人番号の利用、同条第8項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)の提供等に関して必要な事項を定めるものとする。

(個人番号等の利用)

第2条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供ネットワークシステム」という。)を使用して当該執行機関以外の同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者(以下「個人番号利用事務実施者」という。)から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

第3条 法第19条第11号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、同表の第3欄に掲げる執行機関は、当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、同表の第1欄に掲げる執行機関が、情報提供ネ

ットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(書面の提出義務の免除)

第4条 第2条第2項本文の規定により特定個人情報を利用し、又は前条本文の規定によりその提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(補則)

第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月4日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第27号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月6日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年10月9日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (令和3年10月6日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

執行機関	事務
1 知事	(1) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する事務(以下「職業転換給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
	(2) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23

<p>号) による公営住宅に準じて管理を行う県営住宅の管理に関する事務 (以下「県営住宅管理事務」という。) であって規則で定めるもの</p>
<p>(3) 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和45年兵庫県条例第18号) による掛金の納付又は年金、弔慰金若しくは脱退等一時金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(3)の2 兵庫県立総合衛生学院、兵庫県立農業大学校及び兵庫県立森林大学校の授業料、入学料及び入学考査料の免除に関する事務 (以下「総合衛生学院授業料等免除事務」という。) であって規則で定めるもの</p>
<p>(4) 外国人に対する生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 (以下「外国人生活保護実施事務」という。) であって規則で定めるもの</p>
<p>(5) 私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、専修学校の高等課程又は各種学校に置く高等学校の課程に類する課程の児童又は生徒の保護者等 (高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。) 第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。(7)において同じ。) に対する授業料の軽減に係る補助金の交付に関する事務 (以下「私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務」という。) であって規則で定めるもの</p>
<p>(5)の2 特定不妊治療 (体外受精又は顕微授精による不妊治療をいう。) に要する費用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>
<p>(6) 就学支援金法第2条に規定する高等学校等 (以下「高等学校等」という。) を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務 (以下「高等学校等支援金支給事務」という。) であって規則で定めるもの</p>
<p>(7) 高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学金の支給に関する事務 (以下「高等学校等奨学金支給事務」という。) であって規則で定めるもの</p>

	(8) 20歳未満の者を扶養している者（配偶者のない者に限る。）に対する 高等学校卒業程度認定試験のための講座の受講に係る給付金の支給に関する 事務（以下「高等学校卒業程度認定試験給付金支給事務」という。）で あって規則で定めるもの
	(9) 法別表第2の第2欄に掲げる事務
2 教育委員会	(1) 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）による 授業料、入学検査料、入学料及び受講料の免除に関する事務（以下「県立 学校授業料等免除事務」という。）であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの
	(3) 特別支援学校等に就学する幼児、児童又は生徒の学校教育法（昭和22 年法律第26号）第16条に規定する保護者（成年に達した生徒にあっては、 その者の就学に要する経費を負担する者）に対する当該就学に必要な経費 に係る補助金の交付に関する事務（以下「特別支援教育就学奨励費補助金 交付事務」という。）であって規則で定めるもの
	(4) 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの
	(5) 法別表第2の第2欄に掲げる事務

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	(1) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(1)の2 職業転換給付金支給事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例による県営住宅（同条例による公営住宅に準じ	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）

	<p>て管理を行う県営住宅を除く。)の家賃の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 県営住宅管理事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者関係情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3)の2 総合衛生学院授業料等免除事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 外国人生活保護実施事務であって規則で定めるもの</p>	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係</p>

		<p>情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による手当等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(5) 私立高等学校等授業料軽減補助金交付事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報(以下「就学支援金関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>

	(6) 高等学校等支援金支給事務 であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(7) 高等学校等奨学金支給事務 であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(8) 高等学校卒業程度認定試験 給付金支給事務であって規則で 定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 法別表第2の第2欄に掲げ る事務（法第19条第8号の規定に より同表の第4欄に規定する生 活保護関係情報の提供を受ける 事務に限る。）であって規則で定 めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(10) 法別表第2の第2欄に掲げ る事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4 欄に掲げる情報
2 教育委員会	(1) 県立学校授業料等免除事務 であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等支援金支給事務 であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 法別表第2の第2欄に掲げ る事務	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4 欄に掲げる情報

別表第3（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 知事	(1) 外国人生活保護実施 事務であって規則で定め るもの	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法（昭和33年法律

			第56号) による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
	(2) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務	教育委員会	当該事務の区分に応じ、法別表第2の第4欄に掲げる情報
2 教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	知事	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 県立学校授業料等免除事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 高等学校等支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	(3)の2 特別支援教育就学奨励費補助金交付事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 高等学校等奨学金支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 法別表第2の第2欄に掲げる事務(法第19条第8号の規定により同表の第4欄に規定する生活保	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	護関係情報の提供を受け る事務に限る。) であって 規則で定めるもの		
	(6) 法別表第2の第2欄 に掲げる事務	知事	当該事務の区分に応じ、法別表第 2の第4欄に掲げる情報